墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成３１年３月１９日

墨田区長　　山　　本　　　　亨

墨田区条例第３号

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和５９年墨田区条例第３５号）の一部を次のように改正する。

目次中「第１７条」を「第１７条の３」に改める。

第１６条の３第１項ただし書中「規則で定める第２種特定自転車駐車場」を「当該自転車駐車場」に改める。

第３章中第１７条の次に次の２条を加える。

（損害賠償）

第１７条の２　公共自転車駐車場の施設又は付帯設備を毀損し、又は汚損した者は、直ちに原状に回復し、又は区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

（区の免責）

第１７条の３　公共自転車駐車場内において、天災、盗難その他第三者の行為に起因して生じた利用者等の損害については、区は賠償の責めを負わないものとする。

付　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。